

横浜市神奈川スポーツセンター
指定管理者選定委員会

第4期指定管理者選定結果報告書

令和3年8月

1 経緯

横浜市神奈川スポーツセンターの第4期指定管理者の選定にあたり、横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や面接審査（プレゼンテーション）を行いました。

このたび、選定委員会による審査が終了し、指定候補者及び次点候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

2 選定委員会 委員

委員長 備前 嘉文（國學院大學人間開発学部 准教授）
委員 加藤 祥子（神奈川区スポーツ推進委員連絡協議会 副会長）
亀山 美代子（税理士）
宮嶋 泰子（一般社団法人カルティベータ 代表理事）
柳澤 直人（神奈川区青少年指導員協議会 監事）

3 指定候補者 選定の経過

項目	日程
第1回横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会 (公募要項の検討及びスケジュールの確定等)	令和3年5月14日(金)
公募要項の配布期間	令和3年5月27日(木) ～7月2日(金)
現地見学会	令和3年6月7日(月)
公募に関する質問受付(5件受付)	令和3年6月8日(火) ～6月14日(月)
公募に関する質問回答	令和3年6月21日(月)
提案書の受付(2団体)	令和3年6月30日(水) ～7月2日(金)
第2回横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会 (面接審査及び指定候補者選定審議)	令和3年8月17日(火)

4 選定にあたっての考え方

公募要項等において定めた評価基準項目に従って審査し、評価点順に指定候補者及び次点候補者を選定しました。

なお、評点は各委員128点満点、最低基準点は委員平均69点（加減点項目を除く評価基準項目の合計115点満点の6割）としました。

5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

6 応募団体及び審査結果

審査結果は、下記のとおりとなりました。

(各項目の評価点については、評点表に記載しております。)

施設名	順位	団体名	委員 平均点	委員評点	
				委員 類	評点
横浜市神奈川スポーツセンター	指定候補者	C S Y 共同事業体	95.60 点	A	98 点
				B	106 点
				C	81 点
				D	90 点
				E	103 点
	次点候補者	公益財団法人 横浜市スポーツ協会	94.20 点	A	84 点
				B	112 点
				C	78 点
				D	79 点
				E	118 点

7 審査講評

指定候補者：C S Y 共同事業体

代表団体 特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ
理事長 関口 力

選 定 理 由：プログラムの提案が魅力的である。地元プロスポーツクラブと連携した取り組みや、東京大学での近年のスポーツ科学における研究成果の活用など、最先端の要素が提案されており、新規利用者の呼び込みに期待ができる。三ツ沢球技場等を含め、地域全体の活性化を視野に入れた提案は、公共スポーツ施設として新たな試みとして評価できる。
これらの点を評価して、指定候補者として選定した。

次点候補者：公益財団法人横浜市スポーツ協会

代表理事 山口 宏

選 定 理 由：専門的スポーツ団体として地域との連携が強く、外部団体との連携による様々なイベント企画していることや、経理体制についても問題ない。医療機関との連携を打ち出した提案については魅力的であり、安心感や安定感を感じた。半面、プログラムの提案に抽象的な部分が見受けられた。安定感のあるオーソドックスな運営手法は、評価できる反面、「子どものスポーツ離れ」等への対応は難しいように感じた。
評価点は第2位となり、次点候補者として選定した。

横浜市神奈川スポーツセンター 指定管理者選定結果(評点集計表)

評価基準項目		配点	公益財団法人 横浜市スポーツ協会	CSY共同事業者	
1 団体の状況(10点)					
(1) ア:施設の管理運営の基本方針 イ:基本方針を実施する為の目標及び実施策	ア:本市の行政課題及び施策を踏まえた施設管理の基本方針について示されているか。 イ:基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。	5	4.20	3.80	
(2) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示(経営の透明性)	天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示(透明性)、類似施設の管理実績について示されているか。	5	4.20	3.80	
2 施設の平等・公平な利用の確保(10点)					
(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保	誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、多様な利用者への配慮について示されているか。	5	4.00	3.60	
(2) ア:多言語化に関する取組 イ:障害者の利用支援に関する取組	ア:施設立地に配慮し、外国人利用者対応を踏まえた、多言語や多指図に対応する具体的な方策が示されているか。 イ:障害者の利用支援に対して、具体的な提案が示されているか。	5	4.00	4.20	
3 施設の効用の最大限発揮(25点)					
(1) 利用者本位のサービス提供・利用者の支援	利用者の利便性向上のための新たな取組(キャッシュレス決済等)を実践・実行できる体制について示されているか。貸切、個人の利用者に対する支援策について示されているか。	5	4.20	3.80	
(2) 広報・利用促進活動	実現可能な広報・利用促進策を有している。魅力ある教室の開催やイベント等によって、集客力を向上させる計画が示されているか。	5	3.80	4.20	
(3) ア:スポーツ教室等の計画 イ:自主事業の計画	ア:具体的のあるスポーツ教室等の事業計画及び想定スケジュールが示されているか。 イ:利用者の多様なニーズに対応し、サービス向上に資する、具体的な自主事業計画が示されているか。	10	6.80	8.80	
(4) 業務履行体制	安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示されているか。	5	4.00	3.80	
4 本市の需要施策を踏まえた取組(5点)					
(1) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5	3.80	4.00	
5 管理運営経費(20点)					
(1) 利用料金等収入増への取組	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。	5	3.60	3.80	
(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	10	7.20	7.20	
(3) 適正な委託・調達・雇用	業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか。	5	4.00	3.60	
6 施設管理(10点)					
(1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮	施設の点検、清掃、外構植栽の管理等の予算について示されているか。また、地球温暖化対策等について示されているか。	5	4.00	3.60	
(2) 修繕等への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画及びその予算が示されているか。建築局が実施する劣化調査や二次点検等を考慮し、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	5	3.40	3.40	
7 安全管理(10点)					
(1) 平常時の体制	安全・安心に利用できる体制について示されているか。また、事業者全体の危機管理体制について示されているか。	5	3.80	3.40	
(2) 緊急時の体制	緊急時の体制及び救急体制について示されているか。また、補償体制について示されているか。	5	3.80	3.80	
8 地域との協力(15点)					
(1) 地域支援	地域におけるスポーツ振興事業の取組について具体的に示されているか。	5	4.20	3.80	
(2) 地域連携・地域貢献	地域連携や地域貢献に対する取組について具体的に示されているか。	10	8.00	7.60	
9 モニタリング(5点)					
(1) 自己評価・第三者評価	事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について示されているか。	5	3.80	3.80	
10 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組(5点)					
(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応	・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る具体的な取組や考え方が提案されているか。(具体的感染防止対策、教室事業等実施時の工夫、料金収入減に対する対応策等) ・with/afterコロナを見据えた施設運営、事業展開の方針が示されているか。	5	3.40	3.60	
11 加減点項目(13点)					
(1) 市内中小企業等であるか	・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体	5	0.00	5.00	
(2) 前期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)	管理実績が良好であるか。	5	3.00		
(3) 指定管理料の額	指定管理料の設定は、区が想定した金額以下となっているか。	3	3.00	3.00	
(配点合計128点)		合計	128	94.20	95.60
※評点は委員の平均とし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを表記		順位		2	1